

「（仮称）未来に引き継ぐ新たな公文書管理を目指して」（中間まとめ案）に
 対する懇話会委員の意見等とそれに対する考え方について

頁	意見・提案、理由等	考え方
5 今後の公文書館機能の方向性		
(1) 寄贈等による公文書以外の資料の受入れ		
18	<p>「国立公文書館のように、「県の…」とすると、国立公文書館が県の重要な情報が記録されたものを対象にしているように、一見すると見えてしまうので、「国立公文書館の受入れ基準等を参考に」というような形で文章を考えていただければと思う。</p> <p style="text-align: right;">【大賀委員】</p>	<p>「『国立公文書館寄贈・寄託文書受入要綱』等を参考に、「県の…」など対象を限定し、公文書以外の資料についても寄贈等により受け入れます。」とします。</p>
(3) 保存環境		
19	<p>現在、ハロンを使っている場所をどうするかということについて、改めて御検討願いたい。方向性の中では、必ずいつまでに替えるということは明記できないにしても、これについて検討を行っていくなどを入れておいた方がいい。</p> <p style="text-align: right;">【青柳委員】</p> <p>法的には問題ないが、望ましいかどうかで考えると、このままでは不十分だということなので、事務局のほうで検討していただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【佐伯委員】</p>	<p>本県の公文書を将来にわたって適切に保存管理するために講じるべき対策として、「<u>防火…ハロゲン化物消火設備・機器の見直しを検討</u>」を追加します。</p>
(12) 職員の資質		
24	<p>県政史料室を拡充する方向だが、現状のまま業務だけを増やす方向になってしまうと困るので、前回の議論でも出てきた人員確保と体制整備含めた充実を働きかけるような記載が必要ではないか。</p> <p style="text-align: right;">【青柳委員】</p>	<p>「公文書管理制度の確立等に伴い、利用申請業務に加えて調査研究・保存・普及・デジタル化業務など、専門職員が担うべき職務範囲が拡大することが見込まれるため、多様な知識を有する職員の採用や業務・研修を通じた人材の育成に努めるなど、その体制の整備を図ります。」とします。</p>

※頁は最終まとめ案

「（仮称）未来に引き継ぐ新たな公文書管理を目指して」（中間まとめ案）に
 対する各実施機関の意見等とそれに対する考え方について

頁	主な意見・提案、理由等	考え方
4 新たな公文書等の管理の方向性		
(1) 公文書等の定義		
9	<p>県警では、情報公開制度で対象となる文書は平成 14 年 4 月 1 日以降の公文書であり、期日以前の文書は制度の対象外となっている。</p> <p>本条例施行後についても、県警が行っているこれまでの文書管理が変わることになる場合は、<u>対象とする公文書の範囲を検討する必要がある。</u></p> <p style="text-align: right;">【警察本部】</p>	<p>滋賀県では、情報公開条例の施行において、議会、公安委員会および警察本部長については経過措置を設け、情報公開の対象とする公文書を、議会は平成 11 年 10 月 1 日以降、公安委員会および警察本部長は平成 14 年 4 月 1 日以降のものとしています。</p> <p>一方、公文書管理法は、公文書のライフサイクル全体を包括し、現に有している文書全てを対象としています。</p> <p>こうしたことから、公文書管理条例の施行においては、条例施行時に、県民情報室（県政史料室）で利用に供している歴史的な文書を特定歴史的な文書とみなすとともに、各所属において現用文書のまま永年保存されている文書のうち歴史的価値を有するものについては、歴史的な文書とみなし、協議の上、各実施機関の長の判断で知事等（県民情報室（県政史料室））へ移管し、移管された文書については県民の利用に供するよう努めることを検討します。</p> <p>なお、刑事訴訟に関する書類は、条例制定 4 県においては、公文書の管理規定の対象外としており、これらに準じた取扱いを検討します。</p>
(5) 書面以外の取扱い		
11	<p>公開請求は、原本対応が基本であるが、電磁的記録の<u>公開用を準備する必要があるのか。</u></p> <p style="text-align: right;">【警察本部】</p>	<p>原本対応が基本ではありますが、電磁的記録は、繰り返し再生することによる媒体の劣化や再生するハードウェア環境等の変化により、データを読み出せなくなることが考えられるため、必要なものについては利用公開用の媒体を作成することを検討していきます。</p>

(6) 保存期間と満了時の措置

12	<p><u>許認可に関する書類等で30年経過後にも現用文書としての管理が必要な文書については、どのように取り扱われるのか明示されたい。</u></p> <p><具体例></p> <p>1 許認可文書 当初の許可に上乘せして更新していくものは、当初の許可を現用文書として保存する必要がある。自然公園法および県立自然公園条例に基づく許認可など、有効期間の概念がなく、将来にわたり効力が及ぶものがある。</p> <p>2 財産関係の文書 財産の処分が終了するまで、または、財産処分制限期間が経過するまで保存する必要がある。</p> <p>3 土地の取得・管理・処分に係る文書 土地周辺での新たな事業用地の取得や不用地の処分のほか、県民または事業者からの官民境界確定協議申請などに対応する際の資料として必要不可欠である。</p> <p>4 大気汚染防止法・水質汚濁防止法・土壌汚染対策法等に基づく届出等 有害物質を使用していたなど、特別な事情がある場合は事業所の情報等を無期限に保存する必要がある。</p> <p style="text-align: right;">【知事部局】</p>	<p>30年原則が国際ルールとして定着し、公文書が県民共有の知的資源として県民が主体的に利用しうることを踏まえ、保存期間が満了した文書のうち、歴史的価値を有している文書については、歴史的な文書へ移管することを原則とします。</p> <p>しかし、原処分の確認など行政的な利用のために、当初設定した保存期間の満了後も引き続き現用文書として保存しなければならない場合は、各実施機関の長が保存期間を延長することができることとしますが、その場合は、歴史的な文書への移管を促し適正な文書の管理を確保するため、文書管理主管課（県民情報室等）への延長期間と延長理由の報告等について検討します。</p> <p>なお、本庁文書庫で保存している文書については、歴史的な文書に移管後も、現在と同様、必要なときに取り出して利用できる仕組みを検討します。この前提をもとに、歴史的な文書への移管について調整を行いたいと考えています。</p>
	<p><u>県警の保有する長期保存（永年保存含む。）文書は、いわゆる『活きている文書』であるので、30年ルールの一律適用ができない場合があり得るので、そういった特殊な文書の保管措置を定める必要がある。</u></p> <p>例えば、指定備付け簿冊で、編綴している文書を必要に応じて差し替えていくなど、簿冊は長期保存で不要になるまで使用するので、保存期限が定められない。なお、差し替えは、適宜行っているものがある。</p> <p>30年文書については、調査・精査する必要がある。</p> <p style="text-align: right;">【警察本部】</p>	

12	<p>戸籍など、非現用文書として県民情報室に移管される文書に含まれる個人情報等の保護について、どのように取り扱われるのか明示されたい。</p> <p>【知事部局・行政委員会等】</p>	<p>歴史的文書に含まれる個人情報については、「歴史的文書の閲覧等に関する要綱」により時の経過を考慮した独自の利用制限を設けています。</p> <p>今後は、情報の類型ごとに、個人およびその遺族の権利利益を不当に害するおそれがあるか検討すべき経過期間等を判断基準として示し、それらの権利利益を害するおそれがない限りは、当該個人情報についても公開の対象とします。</p>
(7) 公文書館への移管		
12	<p>作成課の判断とすると、判断する者が異なることで統一的な判断ができず、必要な文書も廃棄されてしまうおそれがある。移管の判断は作成課ではなく、一貫性の観点から、資料としての価値を県政史料室で判断すべき（必要に応じ作成課と協議すればよいが、主体は県政史料室であるべき）</p> <p>通常業務に付加されることになる原課の事務負担を増やすべきではない。県政史料室がすべて対応とし、必要な人員を確保すべき。</p> <p>【行政委員会等】</p> <p>公文書の移管の可否については当該公文書を保管している実施機関の長が行う。</p> <p>【警察本部】</p>	<p>各実施機関の長が公文書の移管を決定しますが、廃棄される公文書については、実施機関による廃棄リストの公表と併せて、県民情報室で廃棄文書の中から歴史的に価値がある文書の選別収集を行い、実施機関の判断のみで文書が廃棄されることがないように考えています。</p>
(8) 現用文書の廃棄		
13	<p>廃棄の判断は当該公文書を保管している実施機関の長が行う。</p> <p>警察業務の特殊性から警察が保管している公文書の公共安全情報が含まれている文書は移管できない。</p> <p>上記理由により廃棄リストの公表についても検討する必要がある。</p> <p>【警察本部】</p>	<p>各実施機関の長が公文書の移管を決定することとしていますが、廃棄リストの公表項目や公表方法等については、今後関係機関と調整します。</p>
(10) 出資法人、指定管理者の文書		
14	<p>暴力団追放推進センターが対象となるも、文書管理に係る単独規定はない。そもそも、文書の収受が頻繁にあるわけではなく単独規定の必要性に疑問がある。</p> <p>【警察本部】</p>	<p>「出資法人」や「県の公の施設の管理を行う指定管理者」については、情報公開条例において、「情報の公開に関し必要な措置を講ずるよう努めなければならない」と規定しています。これと同様に、文書の適正な管理に関しても必要な措置が講じられるよう努力規定を設けるものです。</p>

(12) 特定歴史的文書の利用制限事由		
15	<p>移管後の文書の利用請求については、<u>県政史料室がすべて対応という理解でよいか（移管後の文書の対応を原課が行うということはないか）</u>。</p> <p>もし原課対応を想定しているのであれば、事務の効率性の観点から、<u>県政史料室が一括して開示の事務を行うよう改めるべき</u>。</p> <p>通常業務に付加されることになる原課の事務負担を増やすべきではない。<u>県政史料室がすべて対応とし、必要な人員を確保すべき</u>。</p> <p style="text-align: right;">【行政委員会等】</p> <p><u>県政史料室に移管した公文書の閲覧請求等に関し、公開・非公開の判断に移管元である実施機関が関与できる規定が必要</u>。</p> <p style="text-align: right;">【警察本部】</p>	<p>移管後の歴史的文書の利用請求については、公文書管理法の趣旨を踏まえ、<u>県が定める審査基準に基づいて、県政史料室で判断します</u>。ただし、移管時に付けられる移管元機関の意見を参酌しつつ、<u>基準に従って利用審査を行うこととします</u>。</p>
5 今後の公文書館機能の方向性		
(1) 寄贈等による公文書以外の資料の受入れ		
17	<p><u>公文書以外の資料として受入れの対象となる文書の範囲はあいまいでわかりにくい</u>。</p> <p style="text-align: right;">【警察本部】</p>	<p>「<u>県の重要な意思決定にかかわった者の理念や行動を跡付けることができる重要な情報が記録されたもの</u>」など対象を限定し、寄贈等により受け入れる資料の基準を定めることとしています。</p>
(5) 利用請求		
20	<p><u>クレイマーによる嫌がらせの請求に対応できる規程をどこかにおくべき</u>。（一人で一度に請求できるのは何件まで等）</p> <p style="text-align: right;">【行政委員会等】</p>	<p>現在、情報公開条例においては、<u>権利濫用に関する規定はありませんが、今後、他府県の動向を踏まえて研究する課題と考えています</u>。</p> <p>なお、<u>歴史的文書の利用請求は目録の記載に従って行われるため、対象を特定できないような請求はなされないと考えられます</u>。</p>
(6) 簡便な利用		
20	<p><u>極力、利用請求ではなく、承認不要で自由に閲覧できる方式とすべき</u>。</p> <p style="text-align: right;">【行政委員会等】</p>	<p>計画的に事前審査を進め、<u>事前審査の結果が「公開」となったものは、利用請求によらない簡便な方法で利用できるようにします</u>。</p>
(7) 利用制限基準		
21	<p>警察は、その業務の特殊性から、<u>保管している公文書には公共安全情報が含まれている文書が多いため、仮に公文書に移管するとした場合、移管した公文書の閲覧請求等に関し、公開・非公開の判断に移管元である実施機関（県警）が関与できる基準や、保管施設のセキュリティの整備が必要である</u>。</p> <p style="text-align: right;">【警察本部】</p>	<p>公文書の特殊性から知事（<u>県民情報室等</u>）への移管が困難な場合は、<u>知事以外の実施機関で、独自に公文書館機能を設けることも検討することとします</u>。</p> <p>ただし、<u>独自に公文書館機能を設ける場合は、公文書館機能として知事が指定した施設において、必要な規程等を定め利用に供することが必要となります</u>。</p>

(8) 検索・レファレンス		
22	<p>県警システムは、<u>保秘に係る情報が含まれる場合があるので、連携は望ましくない。</u></p> <p style="text-align: right;">【警察本部】</p>	<p>検索システムの連携先としては、国立公文書館や県内外の公文書館等を想定しており、そのように明示することとします。</p>
<調査研究・その他機能>		
23	<p>市町村のみならず、<u>県諸機関との連携をはかることを明示されたい。</u>また、<u>全国歴史資料保存利用機関連絡協議会を通じて全国の公文書館との連携を図ることを明示されたい。</u></p> <p style="text-align: right;">【知事部局】</p>	<p>県の各実施機関および県内外の公文書館等と連携を図ることを明示することとします。</p>
(11) 調査研究		
24	<p><u>専門性の高い調査研究成果を発信するようにしてほしい。</u></p> <p style="text-align: right;">【知事部局】</p>	<p>情報紙等において、これまでの企画展示等で蓄積された調査研究成果を発信するとともに、将来的に専門性の高い調査研究を行うことができるよう、体制の整備について検討していきます。</p>
(12) 職員の資質		
24	<p>調査研究を踏まえた活動のためには<u>専門職員が必要であるため、努力目標ではなく、専門職員を採用することを明示するように努力されたい。</u></p> <p style="text-align: right;">【知事部局】</p>	<p>将来的に専門性の高い調査研究を行うことができるよう、体制の整備について検討していきます。</p>

※頁は最終まとめ案

